

規約集

南ヶ丘二区

目 次

南ヶ丘二区規約

南ヶ丘二区役員選考規定

南ヶ丘二区議事細則

南ヶ丘二区公民館規約

南ヶ丘二区公民館使用規定

南ヶ丘二区規約

1. 私たち二区住民は今世紀の将来を展望し、地域社会の中で自分たちの生活をより良くしていこうとする全ての住民が、ともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的な規範づくりを志した。
2. 自治会は地域社会を代表する住民組織であり、かつ住民自治を日常的に支える組織である。
住民は生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは必要であり、それはまた住民の権利であることをここに確認する。
3. この権利は、開放的な地域社会と、住民の日常的な生涯学習・研鑽を重ねることによってのみ確立されるものであって、経済的・社会的要件及びその他一切の差別を受けることはあってはならず、福祉関連法の精神は勿論のこと、男女共同参画社会の実践を怠ってはならない。
4. ここに地方分権社会における自治会が、民主的でより高い理想を実現していくためのルールとして、二区規約を定める。

第一章 総 則

[名称及び事務所]

第一条 本区は、南ヶ丘二区自治会と称し、事務所を南ヶ丘4丁目17番1号・南ヶ丘二区公民館内におく。

[構成及び組織]

第二条 本区は、南ヶ丘二区（三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目）に居住する住民（以下区民という）をもって組織し、区内の各世帯と事業所（住居を伴わない事業所。以下事業所という）をもって構成員とする。

② 本区に丁目制、組制を設ける。

[目 的]

第三条 本区は、区民相互の親和と生活の向上、並びに福祉の増進を図り、明るく住み良い生活環境をつくり、もって地域社会及び市の発展に寄与することを目的とする。

[公 告]

第四条 本区の公告は、各世帯・事業所に文書を回覧若しくは配布し、又は区の掲示板に掲

示して行う。

第二章 事 業

[事 業]

第五条 本区は、第三条に掲げる目的のため次の事業を行う。

- ① 区民の福祉の増進と環境衛生の改善、及び災害防止等に関すること。
- ② 公民館事業に関すること。
- ③ 市及び公的機関からの依頼事項の実施、及び伝達に関すること。
- ④ その他、必要と認められること。

第三章 役員・職員等

[役員・職員等]

第六条 本区に執行部員、監査員、評議員、ブロック員、組長、組長代理、役員選考員及び事務職員をおく。

(別表1. 2を参照)

[役員 of 補充]

第七条 役員 of 任期中に欠員が生じた時は補充することができる。但し後任者の任期は、後任者が就任した年度の期初を起算日とする。

第四章 運 営

[運 営 費]

第八条 本区 of 事業に必要な経費は、区費・公民館使用料・補助金・寄付金等をもってあて
る。

[区 費 等]

第九条 本区 of 区費 of 金額は、総会で決める。

- ② 公民館使用料は、公民館使用料規定による。

[区外区費]

第十条 本区内に土地を所有する区外 of 者は、別に定める区費を納めねばならない。

第五章 権 利 と 義 務

[区民 of 権利]

第十一条 区民は、自治会・公民館事業 of 運営に提言し、参加することができる。

- ② 区民及び構成員は、本区 of 役員 of 自治会・公民館事業及び行政区 of 運営、処理状況に

ついで報告を求め、意見を述べることができる。

- ③ 区民は規約に従い、本区の役員となり、または役員を選考規定に従って選考することができる。

[構成員の義務]

第十二条 本区の構成員は、定められた区費を納めるものとする。但し自治会長が認めた構成員に対しては、区費を減免することができる。

第六章 会 議

[会 議]

第十三条 本区の会議は、総会、組長会、執行部会、評議員会、ブロック会とする。

(別表2を参照)

- ② 各会議における議決は、特別に重要と議長が認めたときを除いて、出席表決権者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

[議事録]

第十四条 総会の書記は、会議の年月日、出席構成員数、会議の概要を記載した議事録を速やかに作成しなければならない。

- ② 議事録には、議長が署名しなければならない。

第七章 慶 弔 等

[慶弔等]

第十五条 区民が死亡したときは、弔慰金を贈る。その金額は執行部会で決める。

- ② 前項の規定にかかわらず自治会長が必要と認めたときは、相当の慶弔を行うことができる。

第八章 会 計 ・ 監 査

[事業年度]

第十六条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

[資金の管理]

第十七条 運営費を含め区の資金は、金融機関への預貯金その他安全な方法で管理しなければならない。

[決 算]

第十八条 自治会長は、毎年3月末現在で次の書類を作成し、監査を受けた後総会の承認を

得て、事務所に保管しなければならない。

1. 事業報告書 (7年間)
2. 会計に関する書類 (7年間)

[監 査]

第十九条 監査員は前条の書類により、自治会・公民館事業の運営及び会計を監査し、意見を付して区長に提出し、総会に報告しなければならない。

第八章 雑 則

[委 任]

第二十条 この規約に定めるものの他緊急に必要な事項は、自治会長が組長会に諮って、別に定めることができる。

- ② 前項の場合、直後の総会に報告し承認を求めなければならない。

付 則

1. この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
昭和48年4月1日制定の南ヶ丘二区規約はこれを廃止する。
2. 昭和61年4月13日 一部改正
3. 昭和63年4月17日 一部改正
4. 平成 元年4月16日 一部改正
5. 平成 8年4月 7日 一部改正
6. 平成 9年4月13日 一部改正
7. 平成12年1月23日 一部改正し、同12年4月1日から適用する。
8. 平成13年6月17日 一部改正し、平成14年4月1日から適用する。

別表 1

役員（執行部）

役職名	定数	任 務	選出法・任期	
自治会長	1名	(1)自治会を代表し、自治会事業を統括する。 (2)市長から行政区長の委嘱を受けて行政区長となり、その業務を遂行する。 (3)市長から公民館長の委嘱を受けて公民館長を兼務し、公民館運営及び管理を担当する。	選考規定により選出する。 任期は3年とし、再任は認めない。	
副会長	自治会担当	1名	(1)自治会事業について、会長を補佐する。 (2)財政全般を担当する。	選考規定により選出する。 任期は2年とし、再任を妨げないが、連続では2期までとする
	公民館担当	1名		
書記	1名	自治会長を補佐し、執行部の日常業務を担当する。		
専門部長	幹事 3名	(1)自治会・公民館事業について、各専門分野を担当する。 (2)専門分野は次の通りとする。 ①文化 ②体育 ③福祉		

別表 2

その他の役職者

役職名	定数	任 務	選出法・任期
監査員	2名	区の全ての事業等について、その運営・財務・経理を監査する。	選考規定により選出する。任期は2年とし、再任は認めない。
評議員	15名以内 各丁目 2名 基準	(1)総会・組長会・自治会長からの諮問事項について審議し、答申する。 (2)諮問事項について必要があれば、問題別に特別委員会を設置することができる。 (3)特別委員会の構成は、公募を原則とし、評議員会は執行部と協議して決定する。	選出は、各丁目ごとに民主的な方法によるものとし、総会で承認をうける。 任期は2年とし、再任を妨げないが、連続しては2期までとする。
ブロック員	各丁目 2名	執行部と連携して、自治会及び公民館の事業について組長を援助し、自治活動をすすめる。	
組長	各組 1名	(1)組を代表し、組の業務を処理する。 (2)自治会及び公民館の事業について、執行部の企画・運営に協力するとともに、各専門部等の業務を担当する。 (3)行政区の補助員として、市の行政事務を担当する。	組ごとに自主的に選出して、総会に報告する。 任期は1年とし、再任を妨げない。
組長代理	各組 1名	(1)組長の業務遂行を補佐する。 (2)組長に事故ある時は、その任務を代行する。	
役員選考員	10名	選考規定に基づき、役員・監査員の選考にあたる。	選出は、総会における公募を原則とする。任期は1年とし、再任を妨げないが、連続しては3期までとする。
事務職員	若干名	(1)自治会・公民館・行政区の事務を行う。 (2)公民館管理の一部を担当する。	執行部会で推薦し、組長会で承認する。雇用関係が成立したものは、雇用契約を締結する。契約は1年ごとに更新し、再任は7年までとする。

別表 3

会 議

区分	性格	開催時期	審議事項	構成と成立	参加資格	
総 会	定期	自治会の 最高 決議機関	毎年4月	①自治会及び公民館の事業及び行政区の運営並びに計画に関する一切の事項。 ②総会で承認又は信任を必要とする事項。 ③その他最高決議機関として議決を必要とする事項。	①自治会構成員の50%以上(委任状を含む)の出席。但し当分の間20%以上。 ②総会の議長及び書記は、その都度出席者の中から選出する。 ③会の招集は自治会長が行い開催日の7日前までに会議の目的・日時・場所及び審議事項を記した書面を、構成員に配布する。	①参加資格は全区民及び事業所の従事者とする ②議決権は世帯主及び事業所ごとに1票とする
	臨時		①自治会長が必要と認めた時 ②組長会の要求があった時。 ③自治会構成員の3分の1以上の要求があった時。			
組長会	総会に次ぐ 決議機関	原則として 月1回 (定例会) 自治会長が必要と認めた時。 (臨時会)	自治会及び公民館の事業・行政区の運営上必要な事項の審議・承認・伝達に関すること。	①会の構成は、執行部員及び組長(代理者を含む)とする。 ②会の成立は、執行部員及び組長それぞれの50%以上の出席。 ③自治会長が司会者となる ④決議が必要な案件が生じたときは、その都度組長の中から議長を選出する	執行部員及び組長(代理者を含む)並びにブロック員の他自治会長が指名した者	
執行部会	協議機関	月例会の他、自治会長が必要と認めた時。	自治会及び公民館の事業・行政区の業務を執行するために必要な事項を協議する	①会の構成は、執行部員 ②会の成立は、執行部員の50%以上の出席。 ③自治会長が議長となる。	執行部員	
評議員会	審議機関	諮問事項の審議に必要と認めた時、評議員会議長が招集する。	総会・組長会及び自治会長からの諮問事項を審議する。	①会の議長・副議長・書記は年度当初に評議員の互選により決定する。任期は1年とし再任は妨げない ②会の成立は、評議員の50%以上の出席。	評議員	
ブロック会	協議機関	自治会長が必要と認めた時。	丁目単位の自治活動について。	会の成立は、ブロック員の50%以上の出席。	執行部員及びブロック員	

南ヶ丘二区役員選考規定

[目的]

第一条 本規定は南ヶ丘二区規約第三章による役員及び監査員の選考を、民主的かつ合理的に行うために定める。

[役員選考委員会]

第二条 役員選考委員会は、毎年通常総会で編成し、任期は1年とし再任を妨げない。但し連続しては3期を限度とする。

② 役員選考委員の定数は10名以内とし、選出は通常総会の場において執行部役員、監査員及び評議員を除いた区民の中から公募することを原則とする。

イ. 応募者多数の場合は、各丁目ごとの構成を考慮したうえで、抽選により決す。

ロ. 応募者が定数に満たないときは、区民の中から自治会長が推薦し総会の承認をうける。

ハ. 役員選考委員が候補者となった場合は、直ちに辞任しなければならない。

③ 委員会は互選により委員長1名、副委員長2名、書記1名を選出する。

[選挙の告示]

第三条 役員選考委員長は、毎年12月末までに改選される執行部役員及び監査員について、その種類別に選考方法、日時等を告示する。

[立候補届出の期間]

第四条 立候補届出の期間は告示後14日間とする。

[選挙の方法]

第五条 選挙は立候補者の受付に基づいて、総会において投票により決することを原則とする。

但し当分の間は、候補者が定数を超えた場合、役員選考委員会は被選挙権を損なわない範囲において、それぞれの候補者と協議することができる。

② 候補者が定数に満たないときは、役員選考委員会は協議をして、候補者の推薦を行う。

③ 投票による選挙の選挙権は、各世帯を代表する満20歳以上の成年者とし、役員選考委員会の資格審査を経て、世帯・事業所ごとに1票とする。

[当選者の確定]

第六条 各選挙ごと定数までの高位得票者を当選とする。

[信任投票]

第七条 定数立候補の該当者については、総会において信任投票をおこない、有効投票の過半数をもって信任されたものとし当選者とする。

[投票用紙の保管]

第八条 投票用紙は選挙に関する記録と共に5年間区に保存されなければならない。

付 則

1. この規定は、平成14年4月21日から適用する。

南ケ丘二区公民館規約

[目的]

第一条 本館は南ケ丘二区に居住する住民の生涯学習推進の視点にたって、区規約第一条の目的達成に寄与するものとする。

[名称と所在施]

第二条 本館は南ケ丘二区公民館と称し、事務所を大野城市南ケ丘4丁目17番1号におく。

[事業]

第三条 本館は第一条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各種の講座学級及びサークル活動に関すること。
- (2) 講習会、講演会等に関すること。
- (3) 環境、福祉、体育、文化等に関すること。
- (4) 市及び各機関、団体との連携に関すること。
- (5) 区民集会等に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

[運営費]

第四条 本館の運営費は総会の承認を得た公民館費をもってあてる。

[役職員等]

第五条 本館の役員は南ケ丘二区規約第六条の公民館担当者とする。

[部の設置]

第六条 本館に事業執行のため次の部をおく。

- (1) 総務部 (2) 環境部 (3) 福祉部 (4) 体育部 (5) 文化部

[部の構成]

第七条 前条の部に部員若干名をおく。

2. 部員は組長が分担する。
3. 公民館長は必要に応じ、部に専門委員をおくことができる。

[各都の任務]

第八条 各部の任務は別表4のとおりとする。

[運営委員会]

第九条 本館に運営委員会をおく。

2. 会議は必要に応じ館長が招集する。

3. 運営委員会は本館事業の企画、運営について協議する。
4. 委員は区役員、評議員、子供会育成会、二区文庫、老人会、食生活改善推進会、講座学級の代表者、及び館長が必要と認めた者の中から館長が委嘱する。
5. 委員の任期は選出母体にゆだねる。

[公民館の使用]

第十条 本館の使用に関しては規程を別に定める。

[管理人の雇用と職務]

第十一条 本館の管理のため管理人をおくことができる。

2. 管理人の雇用及び職務等については規程を別に定める。

[規程]

第十二条 本館の規程については区執行部で定める。

[規約の改廃]

第十三条 本規約の改廃は総会の承認を得て決定する。

付 則

1. この規約は公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
昭和48年4月1日制定の南ヶ丘二区公民館規約は、これを廃止する。
2. 昭和61年4月13日 一部改正
3. 昭和63年4月17日 一部改正
4. 平成9年4月13日 一部改正1
5. 平成12年4月16日 一部改在し、平成12年4月1日から適用する。

南ヶ丘二区公民館使用規程

第一条 この規程は、南ヶ丘二区公民館の使用及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第二条 使用期間は、原則として1月6日から12月28日までとする。

但し、第1・第3日曜日・祝日及び8月13日から16日までは、休館日とする。

2. 区事業、または館長が必要と認めた時は開館することができる。

(使用時間)

第三条 使用時間は、次に定めるとおりとする。

午前9時開館～午後10時閉館

2. やむを得ない事情があるときは、館長の承認を得て使用時間の開始を早め、またはこれを延長することができる。

(使用料の対象)

第四条 使用料の対象となる個所及び備品類は、次のとおりとする。

①学習室Ⅰ ②学習室Ⅱ ③学習室Ⅲ ④調理実習室 ⑤休憩室 ⑥集会室 A・B

⑦別表に定める備品類

(使用の手続き)

第五条 前条の個所及び備品類を使用するものは、別に定める申込書により館長の許可を受けなければならない。

(使用料・納付方法)

第六条 使用料は、別表南ヶ丘二区公民館使用料金の定めるところによる。

2. 使用料は原則として前納しなければならない。

3. 納付された使用料は、使用者が前々日までに使用取り止めを申し出たとき及び館長が特に還付の必要を認めたとき以外は還付しない。

4. 定期講座等、館長が特に認めたものは使用料を減額することができる。

(使用料の減免)

第七条 使用料の減免及びその対象となるものは、次のとおりとする。

1. 室料・冷暖房費共免除

ア. 医会議 イ. 区の行事 ウ. 区が主催する講座、講演、集会等

エ. 市又は教育委員会が行政上の必要によるとき

南ヶ丘二区公民館使用料金表

1. 室使用料（1時間あたり）

区 分	学習Ⅰ	学習Ⅱ	学習Ⅲ	調理室	集会室	集会A	集会B	休憩室
講座・団体	400	400	300	600	900	500	400	500
業 者	600	600	500	900	1400	800	600	800

2. 冷暖房料（1時間あたり）

学習室Ⅰ	学習室Ⅱ	学習室Ⅲ	調理室	集会室	集会A	集会B	休憩室
250	250	150	250	900	750	250	250

3. 備品貸出料

品目	個数	金額	備考
テント	1張	1000	区外2000
高・低テーブル	1台	100	
椅子	1脚	50	
座布団	1枚	50	
大鍋	1個	300	

但し、区内の教育施設・PTA(以上中学校含む)・南コミュニティ及び館長が認めた時は無料とする。

オ. 南ヶ丘二区食生活改善推進会・南ヶ丘二区老人クラブ・南ヶ丘二区子供会育成会
・南ヶ丘二区文庫・区内各組集会

2. 室料免除(冷暖房費負担)

ア. 小中学校PTA イ. その他の教育団体

(使用の順位)

第八条 公民館使用の順位は、原則として次のとおりとする。

1. 区役員会・組長会、区行事及び学習・講座・講演等区が主催するもの
2. 市又は教育委員会
3. 定期講座等
4. 区内の各種集会
5. その他

(使用の制限)

第九条 館長は、次の各号に該当する場合は許可せず、又は許可を取り消し、若しくは使用を申止させることができる。

1. 公民館の運営に支障があると認められるとき
2. 公の秩序を乱し風俗を害するおそれがあると認められるとき
3. 建物又は付属設備を消失し、又は破損するおそれがあると認められたとき
4. 第十二条に違反したとき

(目的外使用禁止)

第十条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用したり、又は権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(補償)

第十一条 使用中建物又は付属設備等を消失したり又は破損したときは、使用者は速やかに補償しなければならない。

(遵守事項)

第十二条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

1. 使用にあたり公民館主事又は管理人の指示を受けること。
2. 使用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含むこと。
3. 使用者が特別の設備をし又は現状を変更しようとするときは、予め公民館長の許可を受けること。
4. 使用時間を厳守すること。
5. 指定された場所以外で火気を使用しないこと。

6. 各種団体で使用するときは、代表者又は責任者を設けること。
7. 冷暖房機、調理室等を使用するときは、事前に公民館主事、又は管理入に申し出て指示に従うこと。
8. 絵画・習字等のサークル活動により公民館が汚染するおそれがあるものは、公民館主事又は管理人の指示に従うこと。

(規程の改廃)

第十三条 本規定の改廃は、区の執行部会の承認を得て決定する。

付 則

1. この規定は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
2. 昭和61年4月13日 一部改正
3. 昭和63年4月17日 一部改正
4. 平成9年4月13日 一部改正
5. 平成12年4月1日 一部改正

別表 4

部	主 な 任 務
総務部	<ol style="list-style-type: none">1. 公民館の維持管理に関する事2. 各部の連絡調整に関する事3. 公民館講座学級に関する事4. 青少年育成に関する事5. 他部に属しない行事の企画運営に関する事
環境部	<ol style="list-style-type: none">1. ゴミ、下排水、道路、公園等に関する事2. 防犯、交通安全に関する事3. その他環境整備に関する事
福祉部	<ol style="list-style-type: none">1. 福祉活動に関する事2. 地域福祉推進委員会の運営・活動に関する事
体育部	<ol style="list-style-type: none">1. 体育、レクリエーション等の企画運営に関する事2. その他体育振興に関する事
文化部	<ol style="list-style-type: none">1. 文化行事の企画運営に関する事2. 地域文化の向上に関する事

南ヶ丘二区自治会規約の改正について

規約標題、「南ヶ丘二区規約」を「南ヶ丘二区自治会規約」に改正する。

その1、私たち二区住民は「今世紀の」将来を展望しの「今世紀の」を削除する。

第1条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第2条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第3条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第5条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第6条「本区に、」を「本自治会に」に改め、「評議員、」のつぎに、「地域活動員、」を加える。

6条に基づく別表2 その他の役職者中 ブロック員の枠を地域活動代表者の枠に改め、地域活動員とブロック員の二つの欄で、新しく別表2のとおり改める。

地域活動代表者	地域活動員	各1名	執行部と連携して主に、地域全体に関わる行事を円滑にすすめる。 各グループの交流を図り、協調して事業を行う。	所属団体の代表者が就任し、任期は各所属団体の例による。
	ブロック員	各丁目1名	執行部と連携して、自治会及び公民館の事業について組長を援助し、自治活動をすすめる。	各丁目毎に選出し総会に報告する。 任期は2年とし再任を妨げない。

第8条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第9条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第12条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

第13条「本区のは、」を「本自治会のは」に改め、「ブロック会」を削除し、「地域活動代表者会」を加える。

第13条に基づく別表3、会議の枠中「ブロック会」の欄は削除し、「地域活動代表者会」の欄を、新しく別表3のとおり改める。

地域活動代表者会	協議機関	自治会長が必要と認めた時	地域全体にかかわる事業全般 (但し福祉活動を除く)	会の成立は、地域活動代表者の50%以上の出席	地域活動員、 ブロック員 及び執行部員
----------	------	--------------	------------------------------	------------------------	---------------------------

第16条「本区は、」を「本自治会は」に改める。

付則中「9. 平成21年4月26日一部改正」を、加える。